### 行政相談所

問 総務課行政係☎内線321 鷹島支所市民課☎内線603-11

関が行っている仕事につい お気軽にご相談ください。 政相談所を開設しますので、 ありませんか。次の通り行 て、意見・苦情や要望などは 国や県、 市役所などの機

### 松浦会場

[場所] 午前10時~午後4時 6月9日(木)

### **〔行政相談委員(敬称略)】** 市役所別館会議室

川畑喜久雄

### 6月1日 (水)

鷹島会場

### 正午~午後4時

鷹島町民集会所

【行政相談委員(敬称略)】 小田鐵三郎

**2**0955 - 48 - 2444

## 「松浦さん家のポスト」

間 政策企画課秘書係 ☎内線302

函してください。 どがありましたら、気軽に投 えていること、気づいた点な ごろ皆さんが市政に対して考 めるために行っています。日 さい!~を受け付けています。 どを聞く「松浦さん家のポス ト」~市長さん!聞いてくだ 市民参加のまちづくりを進 市 政に関する意見や提案な

討した後、すべて市長へ報告 などは、関係各課で対応を検 して活用していきます。 し、今後の行政施策の参考に 皆さんから寄せられた意見

### 《用紙設置場所》

企画課秘書係、各支所·出張 市役所1階案内窓口、 各市立公民館 政策

※市ホームページから様式

※専用用紙は平成2年3月 般の郵便でも受け付けます。 31日まで切手を貼らずに をダウンロードできます。 投函できます。また、一



# 開条例などの実施状況平成27年度松浦市情報公

□総務課行政係

○開示請求=9件(開示8件) 況を次のとおり公表します。 条の規定に基づき、実施状 【情報公開条例の実施状況】 続審理中0件) 件、公文書不存在1件、継 部分開示0件、不開示0 松浦市情報公開条例第21

# 【個人情報保護条例の実施状況】

施状況を次の通り公表しま 第47条の規定に基づき、実 松浦市個人情報保護条例

○開示請求=3件(開示3件) 部分開示〇件、 続審理中0件) 件、公文書不存在0件、継 不開示 0

○訂正請求=○件、 止請求=0件 利用停

### 施状況】 【特定個人情報保護条例の実

実施状況を次のとおり公表 条例第48条の規定に基づき、 します。 松浦市特定個人情報保護

○開示請求=○件

○訂正請求=○件、 止請求=0件 利用停

### 【募集人員】各校1人

※松浦高校のみの参加で、個人試合

競技・演技競技が行われます。

**|場所**| 松浦市文化会館

《開会式》午前9時30

※原則として満18歳以上で、 とする) 管理員として活動可能な人 (水中に潜れることを条件

### 【募集校】

県下関市、8月5日~7日]

技7人がインターハイ (山口

に出場します。

試合競技上位2人、団体競

演技競技上位2組、

御厨小・星鹿小・志佐小・ 福島養源小・鷹島小の8校 上志佐小・調川小・今福小・

### (期間)

※各学校の開放計画による。 (水)(土・日・祝日を除く) 7月21日 (木) ~8月31日

### (業務内容)

プール施設の管理業務

### (申込期限)

6月24日 (金



# (休み中の「学校プール

居住地校区の募集校

生涯学習課スポーツ振興係

☎内線311

を募集します。 期間中の「学校プール管理員! 市教育委員会では、夏休み

◇「なぎなたのまち松浦 くお願いします。 市民皆さまの応援をよろし

張っています。 年生6人、1年生5人で全国 大会上位入賞を目指して頑 松浦高校なぎなた部は、3



なぎなたのまち

※省略文字: 問 お問い合わせ

を目指します!

分

**【日時】**6月5日 (日)



### 志佐川でのアユ釣りが解禁となります!

問 水産課 ☎内線 213

志佐川でのアユ釣りが6月1日に解禁となります。(~10月31日まで)

アユ釣りなどを楽しんでいただく場合は、志佐川の大切な資源を次の世代へ引き継いでいくため、下記の通り 「志佐川内水面振興協議会の採捕規程」へのご理解、ご協力をお願いします。

### ◆志佐川内水面振興協議会の採捕規程◆

志佐川内水面振興協議会(以下「協議会」)は、長崎県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」)の指示に基づ き、志佐川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物(アユ、ハヤ、コイ、フナ、ウナギおよびモクズガ ニをいう。以下同じ。)の保護培養を図ることを目的としています。

- 1. 志佐川で水産動物を採捕する場合は、次の漁具漁 3. 次の水産動物には採捕できる期間があります。 法以外では採捕してはいけません。
  - (1) 手釣
  - (2) 竿釣
  - (3) 徒歩徒手採捕
  - (4) たも網 (たも網の直径 40キンネル以下)
  - (5) かにかご(1人が同時に使用できるかごの数は 3 個以内です)
  - (6) うなぎ塚およびうなぎもどらず(委員会の承認 を得て協議会が特に認めたもの)
  - ※1人が同時に使用できるうなぎもどらずの数は 10 個以内です。また、灯(火)光を利用する漁 具漁法は禁止です。
- 2. 採捕禁止区域および期間があります。

区域	志佐川庄野橋上流端から第1井堰に至る区域
期間	9月1日から12月31日まで

アユ	6月1日から10月31日まで		
ハヤ			
コイ	6月1日から4月30日まで		
フナ			
ウナギ			
モクズガニ	9月1日から12月31日まで		

### 4. 次に掲げる大きさの水産動物は採捕してはいけません。

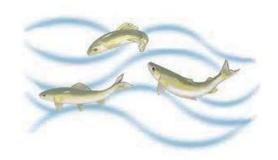
ハヤ	全 長 5学标以下
コイ	全 長 15学标以下
フナ	全 長 5学标以下
ウナギ	全 長 21彩紅以下
モクズガニ	甲幅長 5彩紅以下

### ○志佐川で水産動物を採捕しようとする人は次のことを 守ってください。

- ・水産動物の保護培養に協力してください。
- 川底をかき回さないでください。
- ・相互に適当な距離を保ち、ほかの人の迷惑となる行為を しないでください。
- ・漁場監視員の指示に従ってください。
- ・河川を汚染するような行為をしないでください。
- ・協力金を納付し、長崎県内水面漁場管理委員会の承認証 を携帯してください。

### 【承認証発行場所(協力金納付場所)】

- ①水産課(松浦市志佐町里免 365 番地)
  - ☎内線 213
- ②山口米穀店(松浦市志佐町笛吹免848番地1)
  - **2** 0956 72 0302
- ③古賀家具店(松浦市志佐町浦免 1797 番地)
  - **2** 0956 72 0531



### 【協力金の額】(高校生以下は無料、肢体の不自由な人は 掲げる額の2分の1に相当する額)

水産動物	1日間	1年間(採捕期間)
アユ	1,000円	3,000円
ハヤ		
コイ	500 M	1 500 0
フナ	500円	1,500円
ウナギ		
モクズガニ		1 かご 1,000 円